



自転車利用時は ヘルメット着用が努力義務！

令和5年4月1日から改正道路交通法が施行



全ての自転車利用者の
乗車用ヘルメット着用が努力義務に！

小国町内の平成30年から令和4年の5年間で発生した自転車被害の人身交通事故では

ヘルメットを着用していたのは、『0人』！！

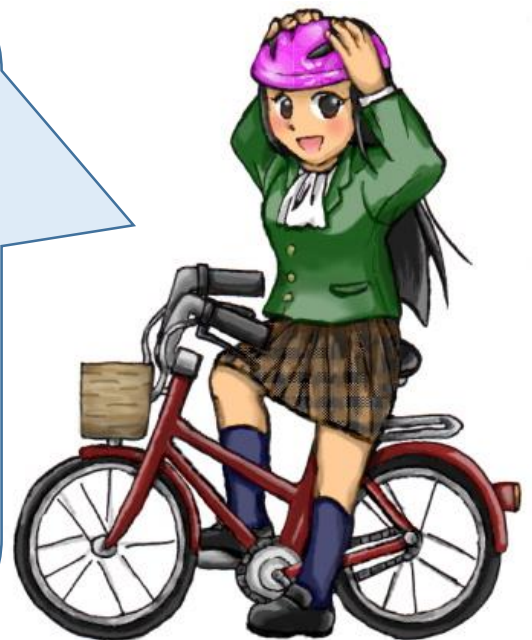
ヘルメットは頭への衝撃を和らげ、命を守ってくれる大事な相棒です。

自転車に乗るときには、

「ヘルメット着用」

「交通ルール遵守」

で交通事故防止♪



小 国 警 察 署